

がいこくせきけんみん かいぎせつちようこう
外国籍県民かながわ会議設置要綱

(設置目的)

だい じょう がいこくせきけんみん けんせいさんか すいしん がいこくせきけんみん みずか かん
第 1 条 外国籍県民の県政参加を推進し、外国籍県民が自らに関
する諸問題を検討する場を確保するとともに、ともに生きる地域
しゃかい さんかく すず もくてき がいこくせきけんみん
社会づくりへの参画を進めることを目的として、外国籍県民かな
がわ会議（以下「外国籍県民会議」という。）を設置する。

しよしょうじむ
(所掌事務)

だい じょう がいこくせきけんみんかいぎ がいこくせきけんみん たちば つぎ かなか
第 2 条 外国籍県民会議は、外国籍県民としての立場から、次に掲
げる事項について協議を行い、知事に提言を行うものとする。

ただし、がいこく かん じこう きょうぎおよ ていげん たいしやう
ただし、外国に関する事項は、協議及び提言の対象としない。

- (1) がいこくせきけんみん かなか しさく かん
外国籍県民に係る施策に関すること。
- (2) がいこくせきけんみん してん い ちいき かん
外国籍県民の視点を生かした地域づくりに関すること。
- (3) た ぜんじやう もくてき たっせい ひつやう みと
その他前条の目的を達成するために必要と認められる
じこう
事項。

こうせいとう
(構成等)

だい じょう がいこくせきけんみんかいぎ つぎ しようけん がいとう もの なか
第 3 条 外国籍県民会議は、次の要件にすべて該当する者の中から
せんじんに いいん 20 にんい ない こうせい
選任した委員 20 人以内で構成する。

- (1) 年齢満18歳以上である者。
 - (2) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により住民基本台帳に記録されている者のうち、日本国籍を有しないもの。ただし、難民については、日本国籍取得者を含むものとする。
 - (3) 神奈川県内に引き続き1年以上住所を有している者又は神奈川県内に引き続き1年以上勤務若しくは在学している者。
 - (4) 任期中の神奈川県内在住又は在勤若しくは在学が見込まれている者。
- 2 委員の任期は2年半程度とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 委員は、1期に限り再任されることができる。
 - 4 委員は、公募により選任することとし、その方法は別に定める。

いいんちょう および ふくいいんちょう
(委員長及び副委員長)

だい じょう がいこくせきけんみんかいぎ いいんちょう およ ふういいんちょう お いいん ごせん
第4条 外国籍県民会議に委員長及び副委員長を置き、委員の互選
により定める。

- 2 委員長は、外国籍県民会議を代表し、会務を総理する。

- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は
委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

うんえいなど
(運営等)

第5条 外国籍県民会議は、委員長が招集する。

- 2 外国籍県民会議は、委員の自主的な運営により、行われるもの
とする。

- 3 外国籍県民会議は、原則として公開とする。ただし、外国籍
県民会議の決定により、会議の全部又は一部を非公開とすること
ができる。

- 4 委員長は、2年間半程度の任期中の協議をまとめて、知事に
報告及び提言を行う。

いいん せきむ
(委員の責務)

第6条 委員は、神奈川県内に在住又は在勤若しくは在学するす
べての外国籍県民のために職務を遂行する。

- 2 委員は、特定の国や民族の利益を代表するものではない。
- 3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を
退いた後も同様とする。

すいしんたいせい
(推進体制)

だい じょう ち じ だい じょうだい こう きてい ほうこくおよ ていげん う
第7条 知事は、第5条第4項の規定による報告及び提言を受け

たときは、これを公表する。

2 ち じ およ た しっこうきかん がいこくせきけんみん かいぎ うんえい かん
知事及びその他の執行機関は、外国籍県民会議の運営に関し

きょうりょく つと がいこくせきけんみん かいぎ ほうこくおよびていげん
協力するよう努めるとともに、外国籍県民会議の報告及び提言

をできる限り尊重する。

3 がいこくせきけんみん かいぎ きょうぎ ひつよう みと
外国籍県民会議は、その協議のために必要と認めるときは、

かんけいしゃ しりょう ていしゅつ もと また かんけいしゃ しゅつせき もと
関係者に資料の提出を求め、又は関係者の出席を求め、その

せつめい も いけん き ち じ およ た しっこう
説明若しくは意見を聴くことができる。知事及びその他の執行

きかん かのう かが がいこくせきけんみん かいぎ ようせい たいおう
機関は可能な限り、外国籍県民会議の要請に対応するものとする。

4 ち じ およ た しっこうきかん がいこくせきけんみん かいぎ うんえいなら
知事及びその他の執行機関は、外国籍県民会議の運営並びにそ

ほうこくおよ ていげん し さく か しちょうそん きょうりょく もと
の報告及び提言の施策化について、市町村に協力を求め、その

れんけい つと
連携に努めるものとする。

しよむ
(庶務)

だい じょう がいこくせきけんみん かいぎ しよむ こくさいぶん かんこうきょくこくさいか
第8条 外国籍県民会議の庶務は、国際文化観光局国際課において

しより
処理する。

ほそく
(補則)

だい じょう ようこう さだ がいこくせきけんみん かいぎ うんえい
第9条 この要綱に定めるもののほか、外国籍県民会議の運営につ

ひつよう じこう べつ さだ
いて必要な事項は別に定める。

ふ そく
附 則

ようこう へいせい ねん がつ にち しこう
この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

ふ そく
附 則

ようこう へいせい ねん がつ にち しこう
この要綱は、平成11年6月1日から施行する。

ふ そく
附 則

ようこう へいせい ねん がつ にち しこう
この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

ふ そく
附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

けいか そち
(経過措置)

2 この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において外国人登録法（昭和27年法律第125号）の規定により外国人登録原票に登録されていた者であって施行日から引き続き住民基本台帳に登録されている者については、改正後の要綱

だい じょうだい こうだい ごう きてい じゅうみんきほんだいちょう きろく
第3条第1項第2号に規定する住民基本台帳に記録されてい
もの
る者とみなす。

ふ そく
附 則

ようこう へいせい ねん がつ にち しこう
この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

ふ そく
附 則

ようこう へいせい ねん がつ にち しこう
この要綱は、平成28年8月1日から施行する。

ふ そく
附 則

ようこう へいせい ねん がつ にち しこう
この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

がいこくせきけんみん かながわかいぎだい きいんめいぼ
 外国籍県民かながわ会議第10期委員名簿

しめい ごじゅうおんじゆん
 (氏名の五十音順)

しめい 氏名	ざいじゆう ざいきんち 在住・在勤地
いわまつ ひさし 岩松 寿	あつぎし 厚木市
かわもと よしのり 河本ファビオ良則	かわさきし 川崎市
くらはし 倉橋ジェラルデン	よこはまし 横浜市
さ さ き せいしやう 佐々木 聖壘	かわさきし 川崎市
サリ アビシエク	かわさきし 川崎市
そう せい 宋 清	ざまし 座間市
ちやう よんぼん 趙 永鳳	よこはまし 横浜市
トニー ジャスティス	さがみはらし 相模原市
なかだ 仲田 シリワン	かわさきし 川崎市
パックマン ジェイサン マシユ	さがみはらし 相模原市
ひりゆう りやうや 飛龍 涼也	ひらつかし 平塚市
ファミ ルー アンジー	よこはまし 横浜市
ふあん すりよる 黄 帥烈	よこはまし 横浜市
ふじい あや 藤井 文	よこはまし 横浜市
ボジェロ ゴメス ルース	よこはまし 横浜市
みやざわ あいこ 宮沢 愛子	ひらつかし 平塚市
よう ほう 楊 芳	よこはまし 横浜市
り ゆ き 李 由紀	はやままち 葉山町
りゆ ちよんしる 柳 晴実	よこはまし 横浜市

辞職 (2018年2月)	ホサニ アハマド ユースフ	かわさきし 川崎市
-----------------	---------------	--------------

にんき へいせい ねん がつ へいせい ねん がつ
 任期：2016 (平成28) 年11月～2019 (平成31) 年5月

しゅっしんこくおよ ちいき
 出身国及び地域

ちゆうごくよん かんこくふたり ちやうせんふたり ひとり ひとり
 中国4人、韓国2人、朝鮮2人、フィリピン1人、ベトナム1人、
 ブラジルひとり ひとり ひとり ひとり ひとり
 ブラジル1人、ペルー1人、アメリカ1人、タイ1人、インド1人、
 ひとり ひとり ひとり ひとり ひとり
 カンボジア1人、ラオス1人、ガーナ1人、スペイン1人、モーリシャス1人